

令和5年度 第1回大和市入札監視委員会 会議要旨

1. 日 時 令和5年7月27日（木） 10時00分～11時00分
2. 場 所 大和市役所 本庁舎 第6会議室
3. 出席状況 委 員 3名
事務局 7名
4. 会議次第
 - 1 委員長あいさつ
 - 2 議題
 - (1) 入札状況について（報告）
 - (2) 入札参加停止業者について（報告）
 - (3) 抽出事案の審議について
・別紙一覧表のとおり
 - 3 答申について
 - 4 その他

【会議要旨】

- 1 委員長あいさつ
- 2 議題
 - (1) 入札状況について（報告）
事務局から工事、コンサル、一般委託、賃貸借及び物品ごとの発注件数を説明。
 - (2) 入札参加停止業者について（報告）
現在の入札参加停止業者の内容について説明。
 - (3) 抽出事案の審議について

①令和5年度公園警備委託（単価契約・債務負担行為）

【抽出理由】

もっとも低い入札額の業者が無効となっているが、どのような事情があったのか。

【回答】

大和市電子入札実施要領第17条第5号に該当し、入札参加者が提出する入札金額内訳書と入札書の額が不一致であるため無効となったものです。

金額は、単価の桁数を誤記入したため、不一致となったものと推測されます。
なお、注意事項として、入札参加者が提出する入札金額内訳書に、金額が不一致の場合は無効になる旨の文言を記載し、参加事業者に周知を行っております。

【質疑】

委員：電子入札にあたって、入札金額を間違えたときに、システム上、それがわかるような表示はされるのか。

事務局：金額の誤りを示す表示はない。

②令和5年度自家用電気工作物保安管理業務委託（その2・債務負担行為）

【抽出理由】

条件付一般競争入札であるが、入札者が1者である。比較的金額も高く落札率も高いところ、他に入札する事業者がいないことに何か理由があるのか伺いたい。

【回答】

年々、国内で電気主任技術者の選任に必要な電気設備が増加しているなか、電気設備の増加に対して電気主任技術者が不足している状態となっています。電気主任技術者の高齢化が進んでおり、本委託の対象である学校は施設の点検範囲が広く、点検業者から敬遠される傾向にあるため、入札者が1者になったと思われま。

【質疑】

特になし

③情報モラル教育支援等業務委託

【抽出理由】

情報モラル教育は全国的に進められている事業かと思うのだが、入札者1者というのは、ほかに実施する企業がないのか。

【回答】

学校現場は毎年加速的に情報化が進んでおり、様々なツールやICT環境が新たに導入されております。

このことから、「教育情報化コーディネータ2級以上の資格」を持つ、教育の情報化に対する専門的な知識を有する人材に、本市の情報モラル教育を推進していただく必要があると考えています。また、「教育情報化コーディネータ2級以上の資格」は、多数の企業で保有する人材がいるため、入札に参加可能な企業については、他にもあると考えています。

近年では、これらの業務を扱う事業者が増えていることが確認できていますが、この業務は「コンサルティング」「学校向け訪問支援・研修」「トラブル相談（電話・メール）」など幅広く仕様に謳っており、トータルで情報モラルへの対応ができている反面、全ての仕様を網羅できる事業者が少なくなってしまうことが1者となった原因のひとつであると考えます。

【質疑】

特になし

④令和5年度芝生整備維持管理委託

【抽出理由】

「芝生整備維持管理」とは特に特殊な業務ではないにも関わらず、落札業者以外いずれも不参加となっているが、何か事情があったのではないか。

【回答】

芝生整備維持管理委託は毎年度発注しているもので、令和4年度と比較し仕様が大きく異なるものではありません。

今回入札をしなかった事業者から、「入札期間を誤認識しており入札期間までに積算が間に合わなかった。」「年度当初の案件であり、先ずは手上げを行ったが、他に控えている案件との兼合いから、最終的に不参加となった。」ということを確認しています。

以上のことから、今年度はたまたま、落札業者以外は不参加となってしまったものと捉えています。

【質疑】

特になし

⑤大和市ファミリーサポートセンター運營業務委託（債務負担行為）

【抽出理由】

過去のプロポーザルによる業者選定や実績を考慮することはわかるが、それをもって随意契約とすることは他の業者の参入余地を制限することにはならないか。

【回答】

平成23年度の本事業開始以降、令和2年3月まで3回のプロポーザルを行ってきましたが、いずれも当該業者1者のみの申込みという中で業者選定を行ってきました。前回の契約となる令和2年4月からは随意契約としておりますが、長年の事業運営で構築されたサポート体制により、当日の急な支援依頼への対応や、保護者や子どもの特性に応じた対応、さらに保護者の体調不良等の緊急的な状況での利用登録時には依頼会員宅へ赴いて会員登録を行った上で即日支援を開始するなど、一人一人に適したきめ細やかな援助活動を実施し、依頼者が安心してサービスを利用できるよう事業が運営されております。

また、実績としましても、当該法人は支援会員1人当たり83.29件に対応しており、他の自治体と比較しても、多数のコーディネートを担当できております。

業者選定にあたっては、利用者のサービスが低下しないよう現在の事業内容を維持する必要があり、これを実施できる事業者は他にはいないのが現状です。

【質疑】

委員：申込みが1者しかない状況が続くことにより、契約金額が高額になっているということはないのか。

事務局：見積りを徴取するにあたり、一式いくらという記載ではなく、項目ごとに金額の内訳を出してもらい、所管課にて内容を精査している。

委員：代表者やリーダー核の方の交代などにより、運営の仕方が変わったり、利用者が減ったりした場合に、随意契約だと契約相手を変えづらくなるのではないのか。

事務局：事業状況等をふまえ、所管課と、随意契約でいくのか、プロポーザルとするのかを毎年協議しながら決めている。

⑥ 令和5年度つる舞の里歴史資料館空調設備保守点検業務委託

【抽出理由】

- ⑥-1 落札した業者が一桁間違えて入札していると思われるが、これに対する特別の対応、措置はあるのか。
- ⑥-2 落札率が6.64%と異常に低い何か原因があるのか。

【回答】

本委託業務は、令和3年度まで毎年当該業者が受注をしてきましたが、昨年度の入札において、別の業者が落札をしました。今回低落札となった理由としては、当該業者がこれまで受注してきた実績により、不具合の発生頻度等、業務内容を熟知していること、また本案件を受注したいという業者の意向が反映されたことにより、金額に競争性が働いたものと考えられます。

なお、設計金額の80%を下回っていたことから、仕様の見落としがないか等、当該業者に確認を行いました。入札金額に誤りはなく、仕様書に記載のとおり業務を履行できるとの回答を頂いたため、契約決定をしております。

また、契約日から現在に至るまで、問題なく業務が履行されている状況です。

【質疑】

委員：この落札率は、一桁間違えたということではなく、競争が働いたということか。

事務局：その通りである。

⑦令和5年度緑化推進業務（緑化相談）委託

【抽出理由】

市内・県内の花屋、植木屋などでも実施可能な事業のように思われる。市内業者から見積もりを取るなどはしているのか。

この事業は過去にも審議されているが、財団以外に委託していく考えはないのか。

【回答】

緑化相談業務については、庭木や草花、果樹、野菜、観葉植物、山野草、ランなど、市民からの質問が幅広く、高い専門知識と経験が必要となります。このため、花屋・植木屋でも一定の知識を備えていますが、購入した花屋・植木屋では回答に至らなかった相談者が本件緑化相談に来られます。

当該団体は、緑化推進に関する情報収集や調査研究を行っており、この業務には、県農政部の元職員や相模原公園元相談員など、知識や経験が豊富で、市民からの質問に十分対応可能な相談員を複数名確保しています。また、当該団体が担うグリーンアップセンター管理運営委託業務と緑化相談業務を一体的に行うことで、市民のニーズを満たし、効果的な市民サービスを提供することができます。

これらのことから、他の市内民間業者からは見積りを取得しておりません。

【質疑】

特になし

⑧令和5年度公園緑地等管理運営業務委託

【抽出理由】

高額な案件であり、他の事業者の見積もりを依頼するなど、適正価格を確保するための手段はとっているのか。

この事業は過去にも審議されているが、財団以外に委託していく考えはないのか。

【回答】

大和市スポーツ・よか・みどり財団は、平成5年4月、財団法人大和市みどりのまちづくり振興財団を設立し、平成18年4月、3財団を統合し、現在の公益財団法人となりました。当該団体は、「自然環境の保全及び活用並びに緑化推進活動の普及啓発及び団体支援」などに特化した事業について、市単体で実施するよりも効率的に行うことを目的に、市が全額出資し設立した団体です。

このことから、本件委託内容のような植物や鳥などの自然の生態系に配慮した管理に関して、専門的な知識と豊富な経験を要する事業については、当該団体はその設立意義に鑑みて最適であると考えます。また、ボランティアグループやトコロジスト（造語でその場所に詳しい人、その場所の専門家のこと）の養成、各種の緑化教室、展示会等、団体独自の事業を数多く実施しており、当該委託業務と一体となった緑地保全活動が実現できる唯一の事業者です。

このようにさまざまな面で優れており、これまで多くの実績をつみ上げてきたほか、公益性も鑑みて、入札に付することが不利であり、当該団体と随意契約を締結するべきと判断したことから、他の事業者への見積りはお願いしておりません。

【質疑】

特になし

⑨重症心身障害者通所施設事業委託（単価契約）

【抽出理由】

見積合せ執行調書において、「市内に重症心身障害者施設を有し、当該事業を実施できる事業者が現時点でほかにないことから、競争入札が不利と認められる」とあるが、競争入札に付することで具体的に何が、どのように不利となるのか。

【回答】

本事業は、対象者に入浴サービスを提供するものですが、市内において重症心身障害者施設を有し、当該事業を実施できるのは現在契約している事業所のみであります。

また、本事業の対象は生活介護サービスの利用者で、家庭において入浴することが困難な重症心身障害者に限定されております。競争入札に付した結果、市外の事業所で入浴サービスが提供されることとなった場合、重症心身障害者自身が市外まで通所しサービスを受けることになり、利用者の身体及び精神的に過大な負担がかかるものとなります。また仮に、「市内」という地域区分で競争入札に付した場合、現状参加できる業者は当該業者1社のみであることから、入札に時間や手間をかけることは本市にとって不利であると考えられます。以上を踏まえ、競争入札には適さないものと考えます。

【質疑】

委員：随意契約にすることで新しい業者が参入できないということを危惧しているので、随意契約にあたっては透明性には留意してほしい。

事務局：本案件は随意契約6号による契約であるが、事前に入札参加者選考委員会にて審議した上で契約しているものとなる。

委員：市内にこの業務ができるのは1者しかいないということで、随意契約としているケースが見られるが、他にいないことはリサーチしているのか。

事務局：一般競争入札が原則となることから、事業所管課に対して、本当に他にいないのか確認するように求めている。

3 答申について

事務局から、答申について事務連絡。

4 その他

事務局から、次回の日程等について案内を行った。

以上

令和5年7月27日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市入札監視委員会
委員長 榎筒 正晴



「入札等事務の運用状況等（令和5年1月1日から4月30日契約分）」
について（答申）

令和5年7月27日付で、大和市入札監視委員会に対して諮問された「入札等事務の運用状況等（令和5年1月1日から4月30日契約分）」について、本委員会は透明性、公平性及び競争性の高い入札・契約制度を実現するために、中立・公平な第三者機関としての立場で入札制度並びにその適正な運用に関して客観的な調査及び審議を行いました。

その結果、透明性、公平性及び競争性の確保といった点で概ね適正に入札等が執行されていることを確認いたしました。その中で、「競争入札に付することが不利と認められるとき」に行うことができる、随意契約6号の契約案件において、適正価格の把握方法に留意されたいものがありました。

公益財団法人との随意契約では、複数年に渡り安定的に事業が実施されている一方、最新の市況を把握・分析し、適正価格を捉えたうえで、且つ、随意契約の有利性をより明確に立証するよう取り組みを講じてください。

引き続き、入札等事務の適正な運営及び透明性の確保に留意していただくことをお願いいたします。